

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出について

事業名		届出					
介護保険法上の事業名	老人福祉法に基づく 老人居宅生活支援事業 ¹ の種類	開始(設置)		変更		廃止(休止)	
		届出時期：開始前(あらかじめ)		届出時期：変更から一か月以内		届出時期：廃止(休止)する一か月以内	
		様式第一号(一)	様式第一号(二)	様式第一号(五)	様式第一号(六)	様式第一号(七)	様式第一号(八)
		老人福祉法施行規則 第1条の9	老人福祉法施行規則 第1条の14	老人福祉法施行規則 第1条の10	老人福祉法施行規則 第3条の2	老人福祉法施行規則 第1条の11	老人福祉法施行規則 第4条の2
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 第1号訪問介護(総合事業)	老人居宅介護等事業	○	×	○	×	○	×
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所介護(総合事業)	老人デイサービス事業 (他の施設と併設 ²)	○	×	○	×	○	×
	老人デイサービス事業 (単独で設置)	○	○	○	○	○	○
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	老人短期入所事業 (他の施設と併設 ²)	○	×	○	×	○	×
	老人短期入所事業 (単独で設置)	○	○	○	○	○	○
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業	○	×	○	×	○	×
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型居宅介護	認知症対応型老人共同生活援助事業	○	×	○	×	○	×
複合型サービス	複合型サービス福祉事業 ³	○	×	○	×	○	×

1 「老人居宅生活支援事業」とは・・・老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業(老人福祉法第5:

2 「他の施設と併設」とは・・・特別養護老人ホーム等に併設された設備でサービスを提供している場合に該当

3 老人福祉法に基づく「複合型サービス福祉事業」とは・・・訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスのうち、小規模多機能型居宅介護にかかるもの(老人福祉法施行規則第1条の6の

・上記以外のサービスについては、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出は**不要**です。

・介護保険事業者指定の際の添付書類と重複する書類の提出は**不要**です。